

# 目次

利用規約 .....	2
宿泊約款 .....	5

2020年6月

株式会社 東急ホテルズ

# 利用規約・宿泊約款

## 利用規約

当ホテルでは、お客様に快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づき下記の通り利用規則を定めております。この利用規則をお守りいただけない場合は宿泊約款第7条により、宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この利用規則をお守りいただけないことにより生じた事故については、お客様に損害のご負担をいただくこともありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

### 第1条 安全・保安事項

1. お部屋からの「避難経路図」は各客室ドア内側に表示してありますのでご確認ください。
2. お部屋への暖房用、炊事用等の火器およびアイロン等の持ち込みはご遠慮ください。
3. 当ホテルは客室内を含め全館禁煙です。喫煙は所定の喫煙ブースをご利用ください。
4. ぬれた衣類やタオル等を乾燥させるために照明器具にのせたりランプシェードにかけたりますと火災の原因になります。たいへん危険ですので絶対になさらないでください。
5. その他火災の原因になるような行為をなさらないでください。
6. ご滞在中、お部屋から出られるときは、必ず施錠をご確認ください。
7. 特にご就寝中は内鍵、および掛け金をおかけください。ドアをロックされても不用意に開扉なさらず、ドアスコープでご確認ください。万一、不審者と思われる場合はフロントまでご連絡ください。
8. バスタブへの湯張り中、仮眠その他の事由により開栓を放置しますと湯があふれ、重大な漏水事故となりますのでご注意ください。
9. 外来のお客様と客室内でのご面会をご遠慮いただいております。
10. ご宿泊登録者以外の方のご宿泊は固くお断りいたします。

### 第2条 貴重品、遺失物のお取り扱いについて

1. ご滞在中の現金、貴重品はフロントにお預けくださるようお願いいたします。上記手続きをおとりにならず、現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については賠償いたしかねますのでご了承ください。
2. お客様のチェックアウト後、お客様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合においては、発見した日を含め7日間当ホテルにて保管し、その後、最寄りの警察署へ届けます。但し、軽微な物（日常生活品等）等で、お客様がその所有を放棄したと認められるものについては、取得日を含め3ヶ月間保管の後に処分させていただきます。

### 第3条 お会計

1. 料金は通貨または当ホテルが認めた旅行小切手・宿泊券・クレジットカードによりお支払いいただきます。また、ご宿泊者以外の両替には応じかねますのでご了承ください。
2. ご予定の宿泊日数を変更なさる場合は、予めフロント係員にご連絡ください。ご延長の場合はそれまでのお支払いをお願いいたします。
3. ホテル内のレストラン、バーなどをご署名でご利用になる場合は必ず宿泊カードまたはルームキーをご提示ください。
4. 到着時にお預かり金を申し受けることがございますのでご了承ください。また、ご滞在中、フロントからお勘定書の提示がございましたら、その都度フロントでのご精算をお願い申し上げます。
5. お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料などのお立て替えはお断りさせていただきます。
6. 宿泊料および飲食料金には、勝手ながらお勘定の10%がサービス料として加算されております。従業員への心づけはご辞退いたします。
7. お部屋からのお電話をご利用の際は、施設使用料が加算されます。

### 第4条 おやめていただきたい事項

1. ホテル内に他のおお客様の迷惑になるようなものをお持込にならないでください。
  - (1) 犬・猫・小鳥等の動物・ペット類全般  
(但し、盲導犬、介助犬は除く)
  - (2) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品
  - (3) 悪臭および強い匂いを発する物
  - (4) 許可証のない鉄砲・刀剣類
  - (5) 著しく多量のお荷物および物品
  - (6) その他法令で所持を禁じられているもの
2. ホテル内での賭博や風紀・治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑となったり不快感を与えるような行為。
3. ホテルの外観を損なうようなものをお部屋の窓にかけたり、窓側への陳列行為。
4. 当ホテルに許可なく、お部屋やロビーでの営業行為などのご宿泊以外のご利用。
5. ホテル内で許可なく広告・宣伝物の配布や物品の販売。
6. ホテル内で施設・備品を所定の場所や用途以外で使用したり、現状を著しく損なうようなご利用。
7. ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさる行為。
8. 廊下やロビーへの所持品の放置。
9. ナイティー・パジャマ・浴衣・スリッパ等で営業施設に出ること。
10. 緊急事態、あるいはやむを得ない事情以外でのホテル従業員エリア・非常階段・屋上・搭屋・機械室等への立ち入り。
11. ホテル外部からの飲食物の出前。
12. ホテル建造物・家具・備品・その他物品の損傷・汚染、または紛失。

## 第5条 宿泊契約の解除

1. 宿泊しようとする方が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、または関係者その他反社会的勢力である場合は当ホテルのご利用はお断りいたします。

（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点で、ご利用をお断りさせていただくことがございます。）

2. 宿泊しようとする方が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき、また宿泊しようとする方が法人でその役員のうち暴力団員に該当する場合のご利用をお断りいたします。

（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点で、ご利用をお断りさせていただくことがございます。）

3. 宿泊しようとする方が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を当ホテル、もしくは他のホテルで行ったと認められるときは、ご利用をお断りさせていただくことがございます。

## 第6条 エコ活動

資源を大切に使うため、節電・節水にご協力をお願いいたします。

## 第7条 個人情報

当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取扱います。

# 宿泊約款

## 運用範囲

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 宿泊契約の申込み

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名及び宿泊人数
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料金による。）
- (4) a. 申込者名及びその連絡先  
b. 宿泊料金の支払者及びその連絡先
- (5) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## 宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超える時は3日間）の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する期日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定す

るにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 宿泊契約締結の拒否

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊しようとする方が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、または関係者その他反社会的勢力であるとき。
- (6) 宿泊しようとする方が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
- (7) 宿泊しようとする方が法人で、その役員のうち暴力団員に該当するとき。
- (8) 宿泊しようとする方が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を当ホテル、もしくは他ホテルで行ったと認められるとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 宿泊しようとする方が泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。  
(都道府県等の規定にもとづく)

## 宿泊客の契約解除権

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約を全部又は、一部を解除

した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2項に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 当ホテルの契約解除権

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす  
るおそれがあると認められるとき又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。もしくはそのほか、感染に  
より罹患する恐れのある疾病にかかっているとき。
- (3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (4) 宿泊客が泥酔などにより他の宿泊者に影響を及ぼすおそれがあると認められると  
き。あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (5) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用  
規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- (7) 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、または関係者その他反社会的勢力と  
判明したとき。
- (8) 宿泊客が暴力団、暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体と判明したとき。
- (9) 宿泊客が法人でその役員のうち、暴力団員に該当する者と判明したとき。
- (10) 宿泊客が宿泊施設、もしくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的  
な不当要求を行い、あるいは合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはか  
つて同様な行為を当ホテル、もしくは他のホテルで行ったことが判明したとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

- (2) 日本国内に住所を持たない外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日(パスポートのコピー)
- (3) 出発日及び出発予定時間
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項。

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

## 客室の使用時間

第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、室内インフォメーションの館内サービスのご案内「チェックアウト」をご覧ください。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次の掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午後 3 時迄は、1 時間：1 名 1,000 円 2 名以上 2,000 円
- (2) 午後 6 時迄は、基本料金の半額
- (3) 午後 6 時以降は、基本宿泊料金の全額

## 利用規則の遵守

第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 営業時間

第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

- (1) フロント、キャッシャー等サービス時間
  - イ) 門限……………なし
  - ロ) フロントサービス……………24 時間

2. 飲食等(施設)サービス時間：インフォメーションをご覧ください。

3. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する事があります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。



## 料金の支払い

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により宿泊客の到着もしくは出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 当ホテルの責任

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは消防機関からの検査を受けていますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 契約した客室の提供ができないときの取扱い

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限りの同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき理由がないときは、補償料を支払いません。

## 寄託物等の取扱い

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は、現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品又は、現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

## 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合においては、発見した日を含め7日間当ホテルにて保管し、その後、最寄りの警察署へ届けます。但し、軽微な物（日常生活品等）等で、お客様がその所有を放棄したと認められるものについては、取得日を含め3ヶ月間保管の後に処分させていただきます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

## 駐車場の責任

第17条 宿泊客が施設内の提携駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルの場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、施設内の提携駐車場の利用に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

## 宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

## 個人情報

第 19 条 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取扱います。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条 1 項及び 12 条第 1 項関係）

		内 訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料金 ②サービス料（①×10%）
	追加料金	③飲食料及びその他の利用料金 ④サービス料（③×10%）
	税金	⑤消費税等

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除通知を 受けた日 予約申込人数		当日 (不泊含む)	前日	2 日前	3 日前	7 日前	14 日前	1 ヶ月前
		一般	9 名まで	100%	50%	30%	20%	0%
団体	10 名以上	100%	100%	50%	50%	50%	20%	0%
	61 名以上	100%	100%	80%	80%	80%	50%	20%

(注)

1. %は、予約時の宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分（初日）の違約金を収受します。
3. 団体客（10 名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の 10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいたしません。

第 20 条 本約款は、民法に定める定型約款に該当し、宿泊客の一般の利益に適合する場合、または、変更の必要性及び相当性があると認めた場合には、民法の規定に基づいて、本約款の各条項を変更します。

2. 本約款が変更された場合には、変更後の規定の内容を Web サイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から変更後の内容が適用されるものとします。尚、本約款を変更する場合には、変更内容等を記載した書面またはテレビ内のインフォメーション等適切な方法にて周知します。